

# 第二種免許・大型免許等の受験資格の見直しなど

(令和4年5月13日から)

## 1 受験資格の見直し

これまでの受験資格は

- 第二種免許・大型免許  
21歳以上かつ普通免許保有3年以上
- 中型免許  
20歳以上かつ普通免許保有2年以上



でしたが、特別な教習（特例教習）を終了した方については、第二種免許・大型免許・中型免許の受験資格が

『19歳以上、普通免許保有1年以上』

に緩和されました。

特例教習は、公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所（自動車学校）において実施されますが、令和4年7月1日現在、県内では1指定自動車教習所において実施しています。

## 2 若年運転者講習

特例教習により免許を取得した場合、

- 第二種免許・大型免許取得者は21歳
- 中型免許取得者は20歳

までの期間を

『若年運転者期間』

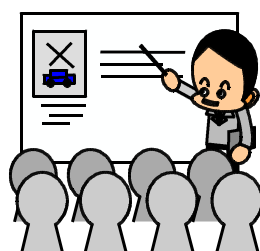
とし、若年運転者期間中に基準に該当する違反を行った場合は、

『若年運転者講習』

の受講が義務付けられました。

若年運転者講習は、運転免許センター又は公安委員会の指定を受けた指定自動車教習所（自動車学校）において実施されます。

※ 若年運転者講習を受講しなかった場合又は受講後に再び基準に該当する違反を行った場合は、特例教習を受けて取得した免許が取り消されます。



お問合せ先 秋田県運転免許センター 教習所係

☎ 018-823-7740